

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市障害者福祉作業所わかば
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目6番8-1号
特定非営利活動法人 隼人わかば会
- 3 指定の期間 2019年（平成31年）4月1日から2024年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市障害者福祉作業所わかば概要

- ① 施設名 霧島市障害者福祉作業所わかば
- ② 位置 霧島市隼人町内山田一丁目3番地6
- ③ 建築年度 平成20年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 延床面積 147㎡
- ⑤ 設置目的 市内に居住する障がい者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため設置

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 特定非営利活動法人 隼人わかば会
 - 代表者 理事長 新村 賢二
 - 所在 霧島市隼人町内山田一丁目6番8-1号
- ② 組織
 - 設立 平成16年度
 - 認可 平成16年12月24日法人認可
 - 設立目的 精神障がい者等社会的弱者及びその家族に対して、就労・作業支援並びに生活支援に関する事業を行うとともに、一般市民に対して、精神保健思想の普及・啓発を行うことにより公益の増進に寄与することを目的として設立
- ③ 事業
 - ・ 地域活動支援センター（わかば会共同作業所）の受託運営
 - ・ 障害福祉サービス事業（就労支援センターわかば）
 - ・ 障がい者等及びその家族の支援に関する事業
 - ・ 精神保健思想の普及・啓発を行う事業

3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定
- ② 直接指定をする理由

障害者福祉作業所わかばにおいては、現在の指定管理者により、障がい者等に対する社会性適応訓練や生活指導等が適切に行われてきているところであり、入所している障がい者等の立場からは、可能な限り安定し、かつ、継続したサービスが求められる側面があることに加え、現在の指定管理者が蓄積した当該施設の管理・運営技術などを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるため。